

## 国会職員の配偶者同行休業に関する法律案（衆第六号）（衆議院提出）要旨

本法律案は、一般職の国家公務員と同様に、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な国会職員の継続的な勤務を促進するため、国会職員について配偶者同行休業の制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国会職員が、外国での勤務その他の両議院の議長が協議して定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業として、配偶者同行休業の制度を設ける。

二、本属長は、国会職員が配偶者同行休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該請求をした国会職員の勤務成績等を考慮した上で、三年を超えない範囲内の期間に限り、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

三、この法律は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行の日から施行する。